

議 員 の 派 遣

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 まくべつ議会未来塾

(1) 目的

議会及び議員の役割、町的意思決定過程への町民の理解を深め、町の課題を「自分ごと」として考える機会を創り出し、将来の議会や地域活動の多様な担い手の裾野を広げることを目的とする。

(2) 派遣場所

幕別町役場 3階委員会室

(3) 派遣期間

令和8年8月25日（1日間）

令和8年9月15日（1日間）

令和8年10月17日（1日間）

令和8年11月19日（1日間）

(4) 派遣議員

全議員 18人

2 その他

上記1の議員の派遣内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。